

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人お茶の子彩彩

三 代表者の氏名

田中 諭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字下鹿山五百二番地十五

五 定款に記載された目的

この法人は、暮らしの中で生じる身近な法律問題に対し、セミナーや相談会の開催等にて早期解消のお手伝いを行う事、及び高齢化や空き家問題等の地域の問題解決の為に提案や地域住民へのサポート等を行う事、及び老若男女が楽しめるイベントの開催にて人生を楽しめるお手伝いをする事で社会に貢献する事を目的とする。